

国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）の負担金徴収開始年度を定める規則をここに公布する。

平成27年 3月 9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 8 号

国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）の負担金徴収開始年度を定める規則

国営土地改良事業負担金条例（昭和 45 年佐賀県条例第 23 号）附則第 4 項の事業の効果が発生したのものとして知事が規則で定める年度は、平成 27 年度とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。